

議案第14号

鳥取県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

鳥取県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について、別紙のとおり議決を求めます。

令和7年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

鳥取県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、鳥取県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県教育職員免許状再授与審査会規則の制定の概要

鳥取県教育職員免許状再授与審査会（以下、「審査会」とする。）設置に伴い、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下、「省令」とする。）第6条に基づき、審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

1 審査会の設置

別途、鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例を令和7年2月定例県議会に上程中。概要は以下のとおり。

名 称	鳥取県教育職員免許状再授与審査会
委 員 数	5名程度を予定 ※教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文部科学大臣決定）第2 4（2）において、審査会は「児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により議決を行う」と定められている。
担 当 課	教育委員会事務局小中学校課
審議事項	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下、「児童生徒性暴力等防止法」とする。）第22条第1項の規定に関する事項。
改正内容	児童生徒性暴力等防止法の制定に伴い、別表第2に、鳥取県教育職員免許状再授与審査会を加える。

2 省令抜粋

（都道府県教育職員免許状再授与審査会の委員）

第3条 都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第5条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、審査会は、都道府県の教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。

（雑則）

第6条 前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。